

令和7年4月1日現在

ご利用できる方

介護保険制度で認定された『要介護3』以上で常時介護を必要とし、在宅で生活することが困難な方。又は、『要介護1～要介護2で、特例入所要件に該当される方』です。ご連絡を頂ければ、事前にご説明をさせていただきます。

ご利用料金（自己負担額 月額・30日の場合）

【1】介護保険給付対象サービス【算定項目については変動がございます】

介護保険給付対象サービスの自己負担額は、通常介護保険からの給付額（9割）を除いた金額（1割）です。

下表では自己負担額・1割の場合を示しています。※2割～3割負担の方は別途ご案内いたします。 <非課税>

ご本人の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
A ユニット型介護福祉施設サービス費（Ⅰ）	670単位/日	740単位/日	815単位/日	886単位/日	955単位/日
B 看護体制加算Ⅰ＋Ⅱ	4+8単位/日				
C 夜勤職員配置加算Ⅱ	18単位/日				
D 日常生活継続支援加算（Ⅱ）	46単位/日				
E 個別機能訓練加算Ⅰ＋Ⅱ	12単位/日＋20単位/月				
F 初期加算（30日を限度）	30単位/日				
G 精神科医師療養指導加算	5単位/日				
H 安全対策体制加算	20単位（入所時又は入所中1回のみ）				
I 科学的介護推進体制加算	40単位/月				
J ADL維持等加算（Ⅰ）	30単位/月				
K 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10単位/月				
L 協力医療機関連携加算（Ⅰ）	50単位/月				
M (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)+処遇改善加算×地域加算の1割負担	28,544円 (約951円/日)	31,046円 (約1,035円/日)	33,726円 (約1,124円/日)	36,264円 (約1,209円/日)	38,730円 (約1,291円/日)

◆地域加算 1単位＝10.45円で計算されます。（Mには処遇改善加算が含まれています）◆上記以外にも必要に応じて発生する加算として、生活機能向上連携加算（Ⅰ又はⅡ）、経口移行（維持）、療養食加算、看取り介護加算（Ⅰ又はⅡ）等があります。

【2】その他のサービス【介護保険給付対象外】

<＊印は非課税です>

ご利用サービス	利用料金	内容
N ＊食費	65,400円（2,180円/日）	食材料費および調理費に相当するものです。
O ＊居住費	91,800円（3,060円/日）	室料および光熱水費に相当するものです。
P ＊預り金	10,000円/月～	薬代・訪問歯科等の支払いの出納を行います。
Q 口座振替手数料	100円/月	ご利用料金の口座振替手数料です。※嘱託医南ヶ丘病院の検査料等も同口座より引落いたします。手数料はゆうとの杜分1回です。
R ＊健康管理費	実 費	インフルエンザの予防接種等の費用です。
S 特別に用意する食費・材料費	100円～1,500円程度	イベント・嗜好により特別に用意する場合の食費・材料費です。
T 居室内家電・電気代	20円/日	〇居室内にて個人用家電を使用する際の電気代です。
U 日常生活上特別に必要となるもの その他実費分の費用	実 費	〇日常生活における共用部以外の物品で個別に必要とする場合等。 〇その他＊理美容代等、臨時で発生する費用。＊口座振替
V ＊預り金管理料（通帳管理料）	100円	身元引受人が不在等、特別な通帳管理の費用です。

◆介護保険限度額認定制度対象の方は、食費・居住費が減額になります。詳細は市町村の担当窓口にご相談下さい。

上記【1】＋【2】の合計額がご利用料金となります（1割負担のケース）

負担額合計の目安・・・（要介護3のケース）

月額 203,126円

※医療費・その他実費分につきましては、必要に応じ発生いたします。

ご相談は 電話 043-309-8837（受付時間：午前10時～午後5時）